貸付制度

高額医療費や出産費の支払いに困ったときに

高額医療費貸付制度

対象 = 高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主 で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額と利息=高額療養費支給見込額の80%・無利息

貸付期間=高額療養費が支給される日まで

申請方法=医療機関などが発行した療養に要する費用 の内訳が記載された請求書または領収書を添えて、 保険年金課(市役所1階)か下総・大栄支所市民福祉 課へ

貸付方法=①貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払い②費用を全額支払った場合は、世帯主の口座へ振り込み

返済方法=高額療養費支給額のうち、貸付金相当額を 返済に充当

出産費貸付制度

対象=次のいずれかに該当する分娩者の属する世帯の 世帯主で、国民健康保険税を完納している人

- ①出産予定日まで1カ月以内の人
- ②妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について 医療機関などに一時的な支払いが必要となった人
- 貸付金額と利息=出産育児一時金(38万円)の90%・ 無利息

貸付期間=出産育児一時金が支給される日まで

返済方法=出産育児一時金のうち貸付金相当額を返済 に充当(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)

申請方法=母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書を持つて保険年金課または下総・大 栄支所市民福祉課へ

人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

対象=次のすべてに該当する人

- ○1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- ○前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している 人(脳ドックは2年以上)
- ○国民健康保険税を完納している世帯の人
- ○市の実施する「特定健康診査」「一般健康診査」を受診 していない人
- 利用方法=指定医療機関に予約をした後、受検日の2 週間前までに、保険証と成人検査等受診券、印鑑を 持つて保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課

で手続き(後日郵送される承認書を持参して受検)

指定検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)、県立佐原病院(☎0478-54-1231)、藤倉クリニック(☎22-1158)、北総栄病院(☎95-6811)、成田病院(☎22-1500)、千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228・脳ドックのみ)

聖隷佐倉市民病院(☎043-486-0006)

助成率=人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円(検査の種別や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより異なります)

国民年金の受給

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。 65歳になったら「老齢給付裁定請求書」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や 66歳以降に受給する「繰り下げ請求」もできます。

市役所で年金の請求手続きができる人は、任意加入期間を含め加入期間のすべてが「第1号被保険者」の人

です。第3号被保険者期間など、ほかの被保険者加入期間のある人の請求手続きは、社会保険事務所で行ってください。

国民年金には、このほか障害基礎年金、遺族基礎年 金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給 するには請求手続きが必要となります。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

①第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者など

②第2号被保険者…会社員・公務員など

③第3号被保険者…②に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

国民年金の加入者の種類